

京都市告示第 538 号

無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の指定管理者である植彌加藤造園株式会社から、京都市無鄰菴等条例第 4 条ただし書の規定に基づき、無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の臨時閉館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に閉館する日

- (1) 無鄰菴 令和 5 年 1 月 1 8 日 (水)、1 9 日 (木)、2 月 8 日 (水)
- (2) 岩倉具視幽棲旧宅 令和 5 年 1 月 1 9 日 (木) ※ 水曜日休館

2 閉館の理由

施設内の樹木の伐採作業及び設備点検のため。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)